

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長

|                   |                          |  |
|-------------------|--------------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 松浦市<br>( 42208 )         |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 御厨1<br>(寺ノ尾下 )           |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 6 年 9 月 12 日<br>(第2回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、中山間地域特有の段差のある狭小地が多く、不整形の農地では機械での作業効率が低い状況である。また、農地までの道路が狭かったり、水路が劣化するなど農業用施設の改善を図る必要があるところもある。

農業従事者については、高齢化や後継者不足といった問題もあるなか、兼業農家が多い地域であり、農地を現状維持していくためには、地域内外から担い手となる経営体を確保する必要がある。

イノシシやアライグマといった有害鳥獣による農作物被害もあるが、耕作放棄地や竹山が増加しており、それらの圃場が鳥獣の潜伏場所となっている現状がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心に農地の利用がなされている地域である。地域の経営体のみでは、農地の維持管理をしていくのは将来的に困難となることが考えられるため、地域外からの担い手確保が必要である。

有害鳥獣対策としては、防護柵などの被害防止対策を図るとともに、鳥獣が潜伏しにくい環境を整える必要がある。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 7.8 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 7.8 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の担い手が利用を行える農地について、集積・集約化を図る。荒廃農地、農道が維持できない農地等は非農地とすることも検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                     |
| 農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。また高齢化等により離農する農業者に関する情報収集や農地活用方法など、今後も地域内において話し合いを実施していく。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                     |
| 後継者のいない農地については、農地中間管理機構に貸し付け、担い手へ段階的に集約する。                                           |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                      |
| 基盤整備事業については担い手のニーズに応じて実施を検討する。                                                       |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                 |
| 地域内での経営体の確保は難しいことから、周辺地域から担い手を確保し、集積することで農地の維持を図る。                                   |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                  |
| 農業支援サービスは現在利用していないため、地域全体で保全管理に務める。                                                  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                   |                                          |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等            |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。